

令和 7 年度 政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）

1 政治資金監査に関する具体的な指針等

政治資金規正法の改正（※ 1）に伴い、政治資金監査に関する具体的な指針等（※ 2）について検討を行う。

（※ 1）政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 4 号）、政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 1 号）及び政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 号）による改正。

（※ 2）・政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）

- ・政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリスト
- ・政治資金監査に関する研修テキスト
- ・政治資金監査に関する Q&A

2 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第 6 期）

令和 7 年度は第 6 期の最終年度に当たるため、政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第 6 期）の検討を行う。

3 登録政治資金監査人の登録

登録政治資金監査人の登録状況等について、毎回の委員会において報告する。

4 令和 7 年度における研修の実施

令和 7 年度研修実施計画に基づき登録時研修及びフォローアップ研修を着実に実施し、修了者数等を報告するとともに、必要に応じて令和 7 年度における研修の追加実施等の検討を行う。

5 令和 8 年度研修実施計画

政治資金規正法の改正に伴い改定された政治資金監査に関する具体的な指針等を周知するため、令和 8 年度研修実施計画の検討を行う。

6 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言

令和6年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の取組について、都道府県選挙管理委員会等から報告を受領した後、速やかに個別の指導・助言の対象等に関する審議を行う。

また、令和5年度に論点整理を行い、令和6年度に検討を行った今後の個別の指導・助言のあり方に係る具体的手法について、引き続き検討を行う。